

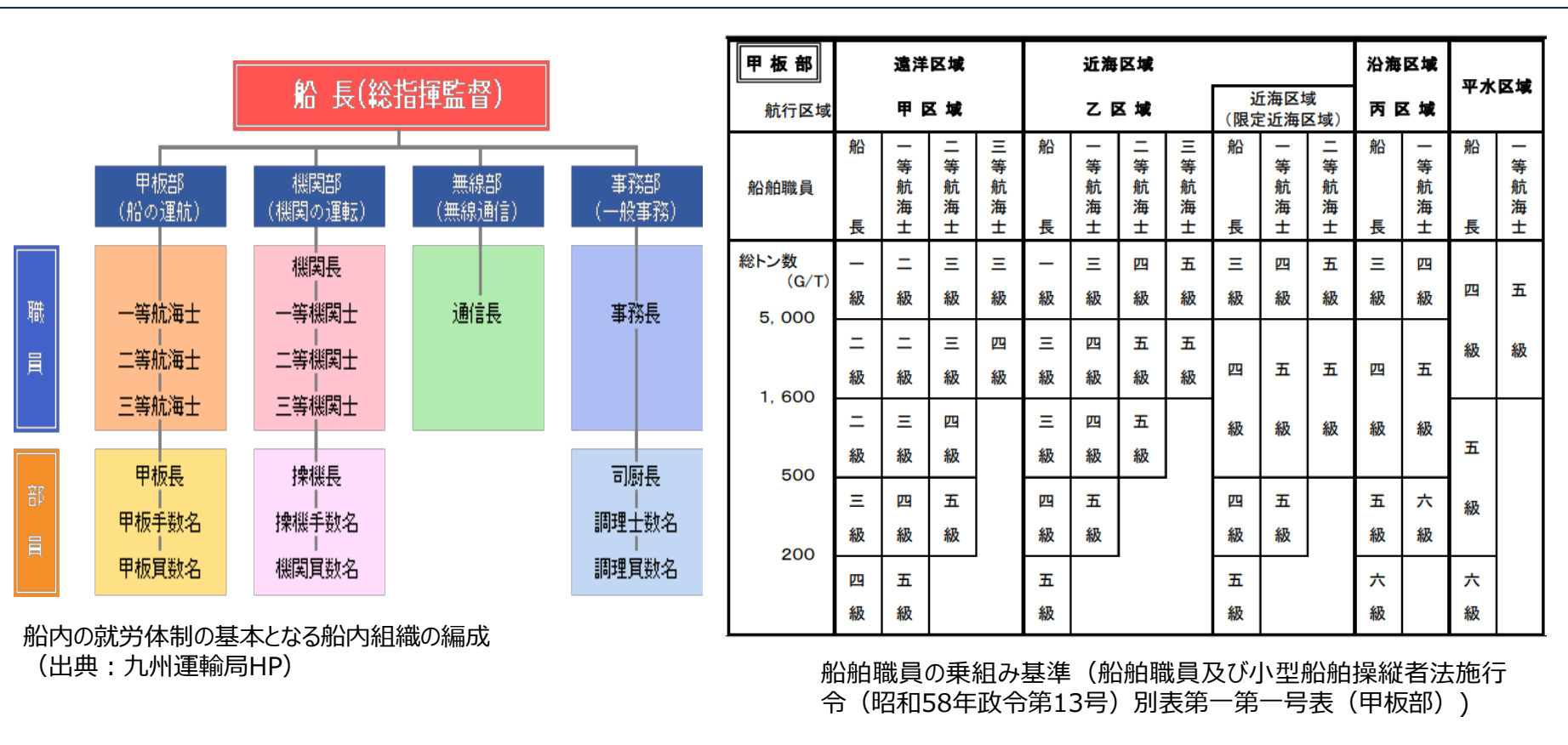
令和 8 年 9 月 28 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第212号の概要 (船員労働統計調査の変更)

1. 船員の特徴と船員労働統計調査との関係

船員の勤務形態

- 海上労働は、海上という閉鎖的かつ危険な環境下において勤務するという点で特殊であり、また、船舶の航行の安全を図るため、法令（船舶職員及び小型船舶操縦者法）により、船の大きさ（総トン数）、船の種類、航路等により乗船させなければならない船員が定められている。



- 内航船員は3か月乗船して1か月休暇、外航船員は9か月乗船して3か月休暇を取る勤務形態が一般的

1. 船員の特徴と船員労働統計調査との関係

船員の給与体系

- 船員の給与は、職種や経験年数、船舶の種類によって異なる。
 - ・ 職 種：航海士や機関士等の専門職は、資格手当等が付与され、基本給に加算されるケースが一般的
 - ・ 経験年数：船員は、経験年数が高いほど、より専門的な技術や知識を求められる職種であり、経験年数により給与もその分高くなる傾向
 - ・ 船 種：危険物や特殊貨物を扱うタンカーは、給与が高い傾向

【職種（※）】

- ・ 航海士（三等） 407,976円
- ・ 甲板手又は甲板員 246,781円

【経験年数】

- ・ 16～20年 433,468円
- ・ 6～10年 380,883円
- ・ 0～1年 291,534円

【船種】

- ・ 液化ガスタンカー 588,770円
- ・ ケミカルタンカー 445,925円
- ・ 専用船（石炭、セメント等） 406,853円

※航海士は、国家資格の海技士免許が必要。甲板手や甲板員は、資格不要

出典：「2024年船員労働統計調査」結果。金額は「定期払いを要する報酬」の平均

船員労働統計調査との関係

- **陸上労働者とは異なる勤務形態**（海上という閉鎖的かつ危険な環境下において勤務）
 - **諸手当を含めた乗船月（漁船を除き、6月1か月間）の報酬額等を調査**
 - ※昨今の船員減少に伴う雇用確保に向けた取り組み等に活用するため、休暇月も含めた年収を把握したいとのニーズ
- **特殊な就労体制、特徴的な給与体系**（職種、船の規模・種類・航路毎に異なる）
 - 船舶毎、職種毎等で船員の労働実態（船員の給与、経験年数等）を捉える必要
 - **船舶単位で職種を区分して調査を実施**

2. 船員労働統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

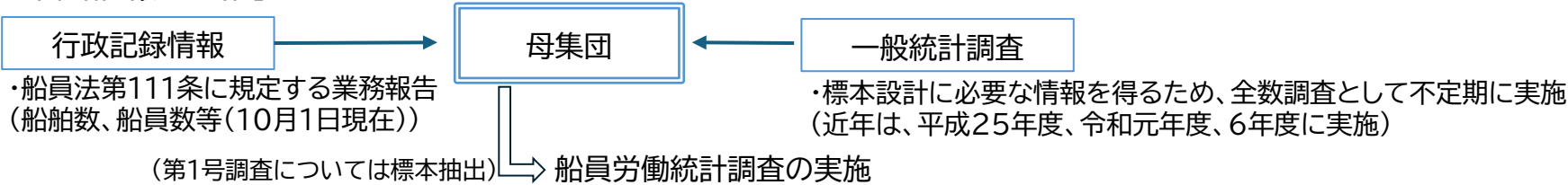
我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

	第1号調査（指定船舶）	第2号調査（漁船）	第3号調査（特殊船）
調査範囲	総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船及び特殊船以外の船舶	総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船	総トン数20トン以上の船舶のうち、特殊船(引船 ^(注1) 、はしけ ^(注2))及び官公署船)
報告者数	約400隻（無作為抽出） ※母集団 約3,300隻（下記参照）	約1,000隻（全数調査）	約500事業所（全数調査）
調査系統	国土交通省－地方運輸局等－運輸支局・海事事務所－報告者 ^(注3)		
調査方法	郵送、オンライン（e-survey、電子メール）		
調査事項	①報告者に関する事項 ②船舶に関する事項 ③船員に関する事項（職種別人数、年齢、性別、経験年数、労働時間、報酬等）	①報告者に関する事項 ②漁船に関する事項 ③従業状態、船ごとの報酬額に関する事項 ④船員に関する事項（人員、給料等）	①報告者に関する事項 ②特殊船に関する事項 ③船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）
調査期間	毎年6月～8月	毎年12月～翌年2月	毎年6月～8月
公表期日	毎年12月	毎年6月	毎年12月

(注1) 大型船舶の離着岸、自航能力を有しないはしけ又はいかだ等を曳航するものをいう。
(注2) 自航能力を有せず、もっぱら引船により曳航されるものをいう。
(注3) 本調査は、調査対象となる船舶に乗り組む船員の状況等について、当該船舶を所有する者に報告を求めるものである。

【母集団情報の整備】



3. 調査結果の主な利活用状況

各種船員対策等施策の基礎データ

- ◆ 船員に適用される特定最低賃金や処遇改善要求、船舶職員新規採用者の確保に向けた船員労働市場の動向把握・分析としての基礎データとして活用。

船員の働き方改革における比較データ

- ◆ 「船員の働き方改革」に向けた検討のなかで、本統計による月間総労働時間を毎月勤労統計調査と比較するデータとして活用。

総合物流施策大綱のKPI

- ◆ 「総合物流施策大綱」における、労働力不足対策に係る基礎資料として活用。

業界団体及び民間研究機関等における基礎データ

- ◆ 業界団体における船員の労働時間・報酬額の現状と課題を把握等のための基礎資料として、また、民間研究機関等において、陸上労働者と船員の労働時間、報酬額における比較等のための基礎データとして活用。

国民経済計算（GDP統計等）推計に係る基礎資料

- ◆ 国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料として活用。

4. 変更の内容①

報告を求める事項、基準となる期日又は期間の変更（第3号調査）

- ◆ 第3号調査（特殊船）における「特別に支払われた報酬」について、6月（1か月間）に支払われた報酬額から、昨年1年間に支払われた報酬額に変更

（令和2年度諮問時における経緯）

- ・ 第1号調査では、6月に支払われた特別な報酬（賞与、期末手当等）を調査事項としていたが、令和元年度に実施した「船員労働統計予備調査」の結果、6月（1か月間）では特別な報酬の全てを捕捉しきれていないことが明らかになったことから、正確な実態把握のため、昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握するよう変更
- ・ 今後の課題として、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、第3号調査（特殊船）においても昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて検討することとされた。



（今後の課題を踏まえ、検討）

- ・ 国土交通省における事業者及び関係団体への聴取（令和4年10月～12月実施）において、特殊船である「引船」及び「はしけ」について、「特別に支払われた報酬」が必ずしも6月に支払われていないことが判明。

特殊船における、「特別に支払われた報酬」が6月に支払われた事業者及び関係団体の割合

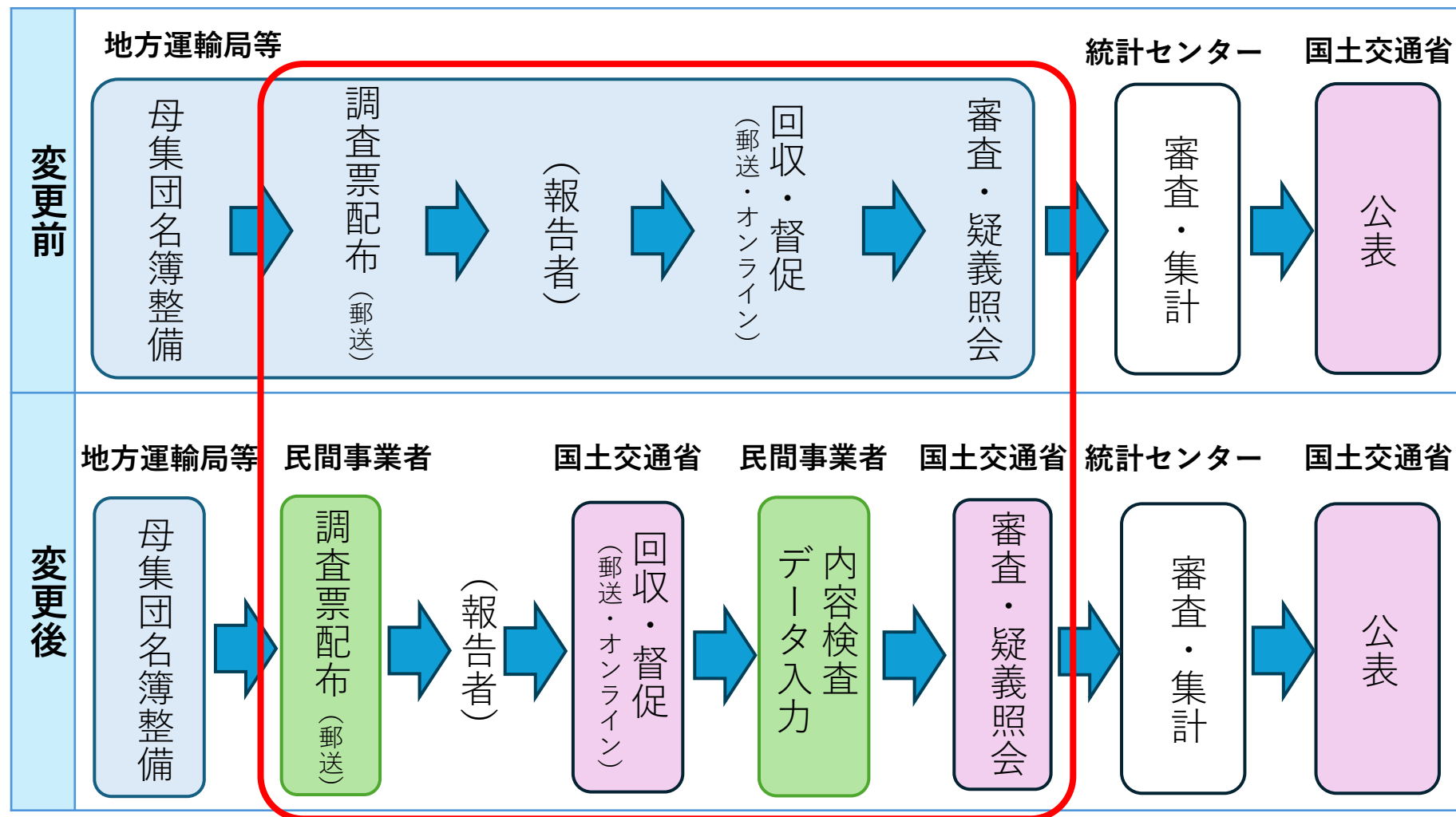
引船	約32%
はしけ	約40%
官公署船	約98%



第3号調査においても、賞与、期末手当等の特別に支払われた報酬の正確な実態把握のため、昨年1年間に支払われた報酬額を把握するよう変更

4. 変更の内容②

調査系統・方法の変更（第1号調査及び第3号調査）



4. 変更の内容②

- ・ 現行計画では、第1号～第3号調査のいずれにおいても、地方運輸局等が調査票の配布、報告者への督促、疑義照会等を実施
- ・ 令和4年4月に発生した知床遊覧船沈没事故を契機として、地方運輸局の事務負担の軽減が求められている。
- ・ 第1号調査については、毎年標本が変わることから、新規の報告者への対応や督促が多く、地方運輸局等の負担が大きい。
- ・ 第1号調査と第3号調査は、調査実施時期が同じであり、一体的に委託することが可能



地方運輸局等の事務負担の軽減を図るため、これまで地方運輸局等が実施していた**第1号調査**及び**第3号調査**における調査票の配布、内容検査等について、国土交通省本省及び委託先の民間事業者が実施する方式に変更

5. 前回答申（令和3年3月）時の「今後の課題」への対応

課題（1） 指定船舶（第1号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討

指定船舶（第1号調査）については、おおむね5年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしっ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を5年ごとにしっ皆により実施することについて、遅くとも、令和5年度又は6年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（2）、（3）及び（4）の検討を併せて行うこと。



第1号調査は引き続き標本調査で対応することとし、しっ皆による一般統計調査について、年収調査として目的を見直し、第1号調査を補完する調査として位置付ける。見直し後、まずは一般統計調査として実施し、陸上労働者との比較可能性向上、国民経済計算への活用等の観点から、今後、基幹統計調査化について検討。

なお、当該しっ皆調査の見直しに伴い、現行の第1号調査の標本設計に必要となる6月単月の報酬の標準偏差が把握できなくなることから、標本設計手法の見直しを検討。

5. 前回答申（令和3年3月）時の「今後の課題」への対応

課題（2） 特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

今回の変更により、指定船舶（第1号調査）については昨年1年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第3号調査）については調査年の6月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第1号調査）については6月分のみでは正確性を欠くことが判明しており、特殊船（第3号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。

このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第3号調査）において昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。



前記4. 変更の内容①において対応。

5. 前回答申（令和3年3月）時の「今後の課題」への対応

課題（3） 指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討

船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の6月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。

このため、指定船舶（第1号調査）において、昨年1年間の定期払いを要する報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。



令和6年度実施の母集団調査における「昨年1年間の定期払いを要する報酬」と「1か月当たり平均報酬額×12か月分」との間に乖離がみられたことから、正確な年収額の把握のため、しっ皆による一般統計調査（年収調査）で「昨年1年間の定期払いを要する報酬」を調査。

また、陸上労働者の統計との比較可能性向上のため、しっ皆による一般統計調査において、「勤続年数」を調査項目に追加。

5. 前回答申（令和3年3月）時の「今後の課題」への対応

課題（４） 指定船舶（第１号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

指定船舶（第１号調査）において、現行計画上、予備船員（注）については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記（１）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（注）船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの。
乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。



令和６年度の母集団等調査及び外航海運の大手事業者に対するヒアリングにより、外国籍船と外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬額に大きな差がないことを確認。

これにより、国民経済計算における「外国籍船に乗り組む船員」の雇用者報酬は、現行調査の外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬額と行政記録情報（船員法に基づく業務報告：予備船員数）を用いることにより推計可能であることから、外国籍船に乗り組む船員を新たな調査対象として追加することはせず、当該推計にあたっての行政記録情報の提供可否等について、内閣府に対して必要な協力を実施。

5. 前回答申（令和3年3月）時の「今後の課題」への対応

課題（5） 業務報告等を活用した報告者負担の軽減

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。



行政記録情報の活用として、船員法第111条に基づく事業状況に関する報告のうち、船名、船舶番号等について、第1号調査における母集団名簿の更新、氏名・船名等の調査票へのプレプリントに活用。
なお、現在活用している行政記録情報の他に、新たに活用可能なものは確認できなかった。

○第Ⅳ期公的統計基本計画（令和5年3月28日閣議決定）における指摘への対応

第2－6（1）雇用・労働環境に関する新たな統計の整備

船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。【令和6年度まで】

令和6年4月時点の検討状況（第204回統計委員会にて報告）

- 課題3及び4については、令和6年度に実施を予定している「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、第1号調査への追加を検討。課題1についても、母集団等調査の結果を踏まえて引き続き検討を行い、結論を得る。
- 課題2については、第3号調査で「昨年1年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討する。
- 課題5については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。